

「令和2年11月 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和2年11月
企画部技術管理課

業務ガイドラインの改定について(案)

- ◆ **新しい生活様式**に基づいた**新たな業務の調達方針**が必須
- ◆ 業務は**原則、テレワーク**で実施することを考慮
- ◆ 受発注者**双方の労力低減**が求められる

<主な改定ポイント>

● プロポーザル方式

- ・ 企画提案書は特定テーマのみとする（実施方針、実施体制は求めない）
- ・ 特定テーマは原則1テーマとするが、テーマ当たり最大2枚迄とする
※発注規模が大きく、内容が複雑で複数テーマ設定することが妥当な場合には、2テーマ設定してもよい。
- ・ ヒアリングの実施は業務の必要性により判断する。
※ヒアリングを実施する場合には、企画提案書の評価が上位3者程度に対してWEBで実施すること。

● 総合評価【共通】 ※1:3はプロポで対応する

- ・ 技術提案書は新たな内容の実施方針評価のみとする（特定テーマは求めない）
- ・ 実施方針は業務フロー及び工程を含めてA4で1枚とするが、実施方針をA4で1枚と業務フロー及び工程でA4で1枚の合計2枚としても良い。（全体で2枚以内）
- ・ ヒアリングは実施しない

● 総合評価【測量・地質・用地等 現地での作業が主となる業務】

- ・ 技術提案書は新たな内容の実施方針とするが、評価項目に「現地体制」の項目を追加

● 技術者評価項目の見直し

- ・ 優良表彰の評価を削除
- ・ 幅広い取り組み姿勢のうち、「学会誌への投稿の実績」について公告日より過去2年以内に変更

※その他、コロナSPを踏まえた手続き等の簡略化については本改定でも推進していく。

業務ガイドラインの改定について(案) (プロポーザル方式)

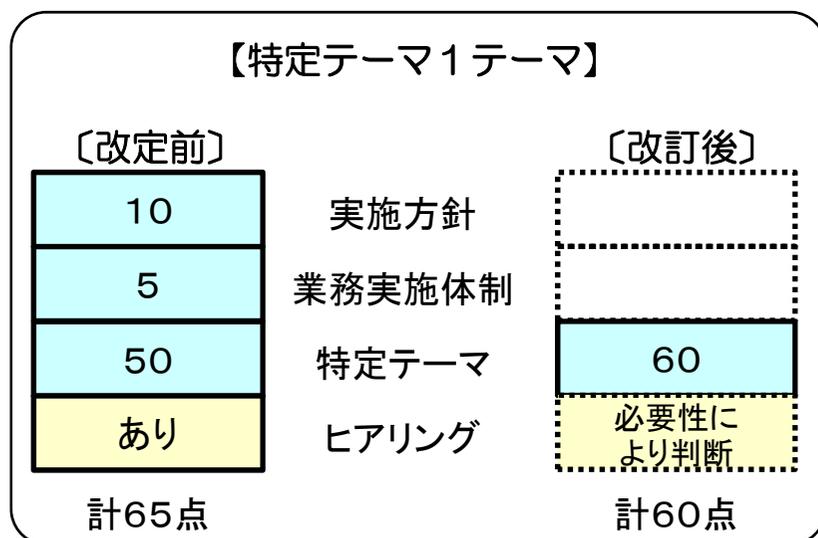
【これまで】

○企画提案書については、実施方針、実施体制、特定テーマについて記載し、後日ヒアリングを実施。

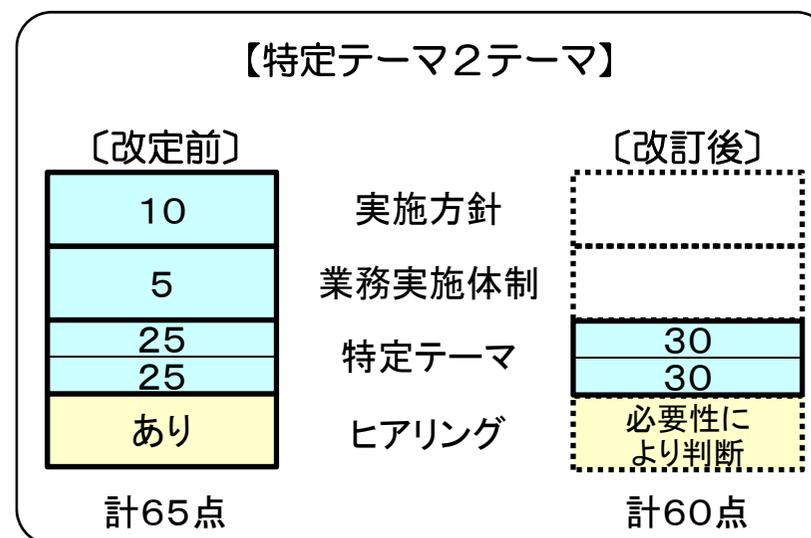
【今回の改訂】

- 受発注者の負担軽減に向け企画提案書は特定テーマのみとする。(実施方針、実施体制は求めない)
- 特定テーマは原則1テーマとし、1テーマ当たり最大2枚迄とする。
※発注規模が大きく、内容が複雑で複数テーマ設定することが妥当な場合には、2テーマ設定してもよい。
- ヒアリングの実施は業務の必要性により判断する。
※ヒアリングを実施する場合には、企画提案書の評価が上位3者程度に対してWEBで実施する。

＜企画提案書 標準配点＞



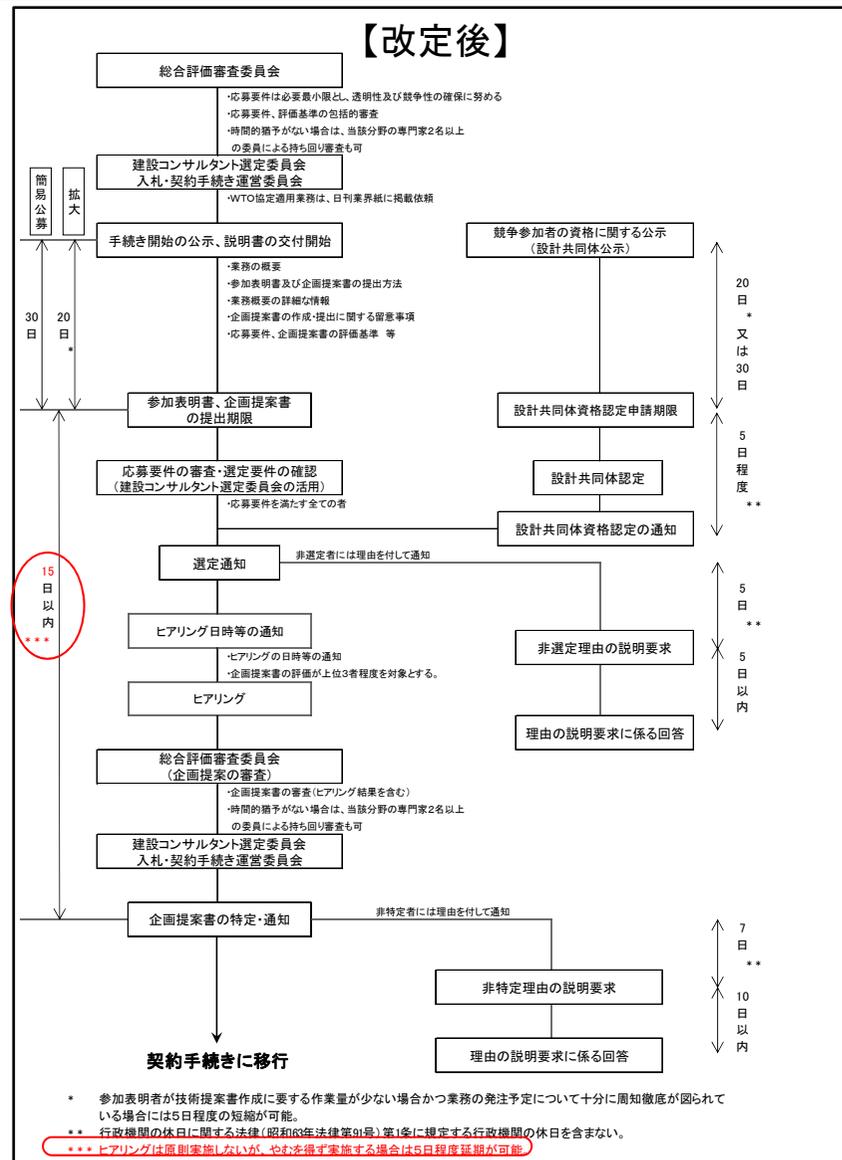
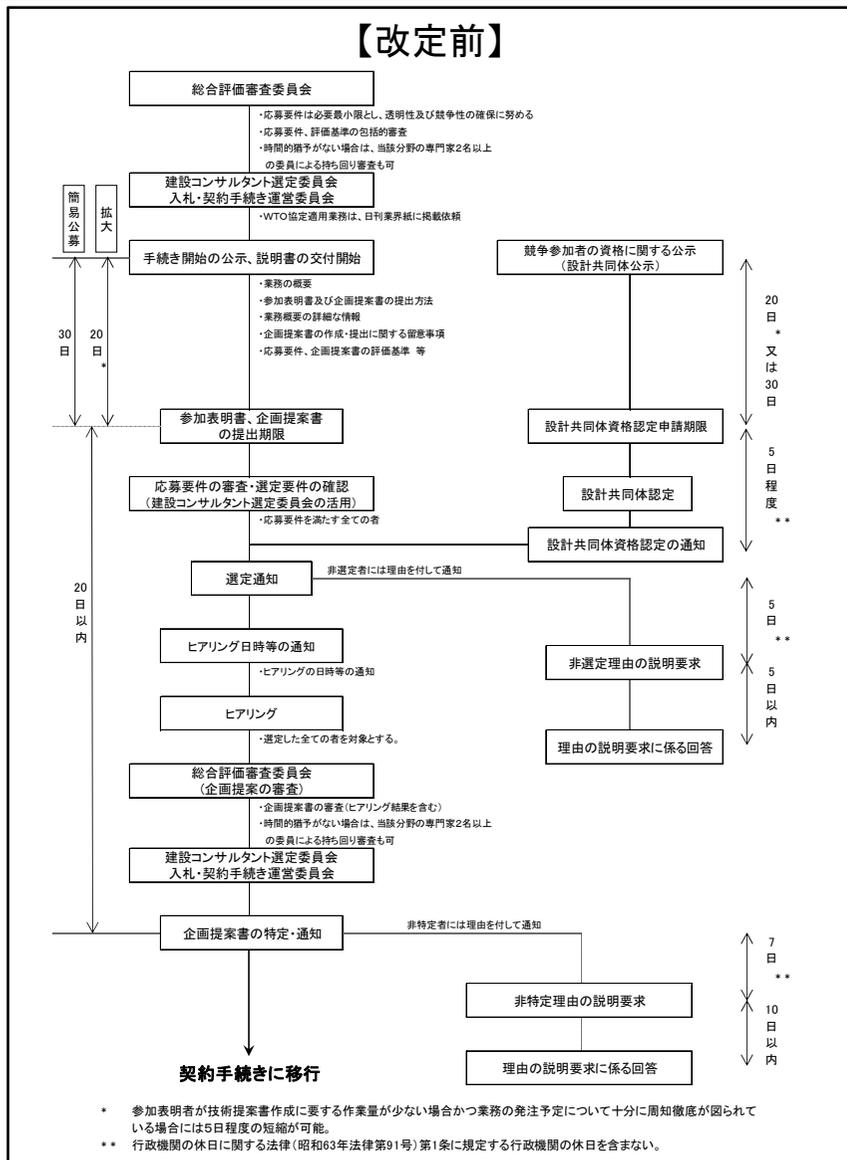
2



業務ガイドラインの改定について(案)

(簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式)

◆ヒアリングを原則実施しないことにより、参加表明書、企画提案書の提出期限から企画提案書の特定・通知までの期間を短縮。 20日以内→15日以内



業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式【1:1、1:2】)

【これまで】

○技術提案書については、実施方針、実施体制、(特定テーマ)について記載。

【今回の改訂】

- 技術提案書は新たな内容の実施方針のみとする。(実施体制、特定テーマは求めない)
- 従来の「業務実施体制」から評価に値する項目は「実施方針」に取り入れる。
- 従来の様式どおり実施方針は業務フロー及び工程を含めてA4で1枚とするが、実施方針をA4で1枚と業務フロー及び工程でA4で1枚の合計2枚としても良い。(全体で2枚以内)
- ヒアリングは実施しない。

＜技術提案書 標準配点＞

〔改定前〕			〔改定後〕	
【1:1】	【1:2】			
テーマ無・ヒアリング無	テーマ有・ヒアリング有			
15	10	実施方針	30	実施方針
15	10	業務実施体制		
なし	10	特定テーマ	なし	
なし	あり	ヒアリング	なし	
計30点	計30点		計30点	

業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式【1:1、1:2】)

<技術提案書 標準配点>

【改定前】

【改定後】

評価項目	評価の着目点		配点	評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準				判断基準	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15	実施方針	課題対応方針	①業務の課題に応じた対応方針を提案している場合に評価する。	30
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。				②対応方針の提案根拠が明確で、課題解決に有意な対策である場合に評価し、業務全体の課題改善度に応じてより優位に評価する。	
	課題・留意点	本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載がある場合に優位に評価する。 本業務における着目点（課題）や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合に優位に評価する。				③対応方針の実現性が高い場合に評価し、その内容がより高い場合は優位に評価する。	
業務実施体制	実施体制	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	15	実施手順		④業務フローと提案された課題対応方針との整合性が高い場合に評価し、節目となるポイント等が示されており、その整合性が高い場合はより優位に評価する。	30
	専門技術者	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。				⑤業務工程表と業務フローとの間に整合性がある場合に評価し、その内容に実現性が高い場合はより優位に評価する。	
	品質向上	業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】				⑥工程に対し、繁忙期の人的体制、技術的な応援体制、手戻り防止の業務評価体制、工程管理の実現性などが示されている場合に評価し、提案内容の実現性が高い場合はより優位に評価する。	
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容がそれぞれ具体的に記載され、妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】		品質向上	⑦業務成果の品質向上（ミスの防止対策など）の記載内容に具体性があり、実現性が高い場合に評価する。		
	その他	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】					
合計			30	合計			30

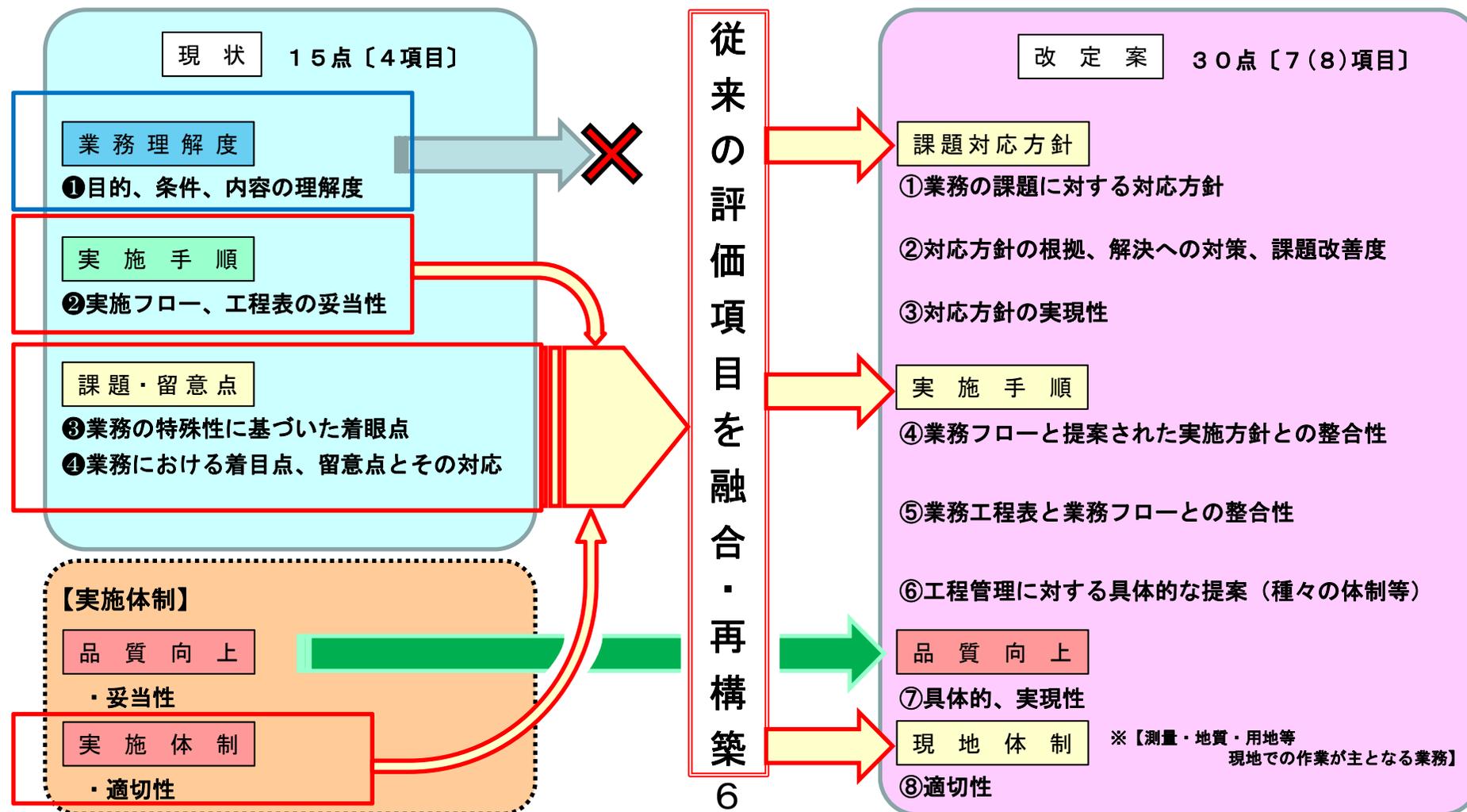
業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式【1:1、1:2】)

【ガイドライン改定(案)】

○現状の評価項目では、十分な差が付きづらいことから、評価項目を見直す

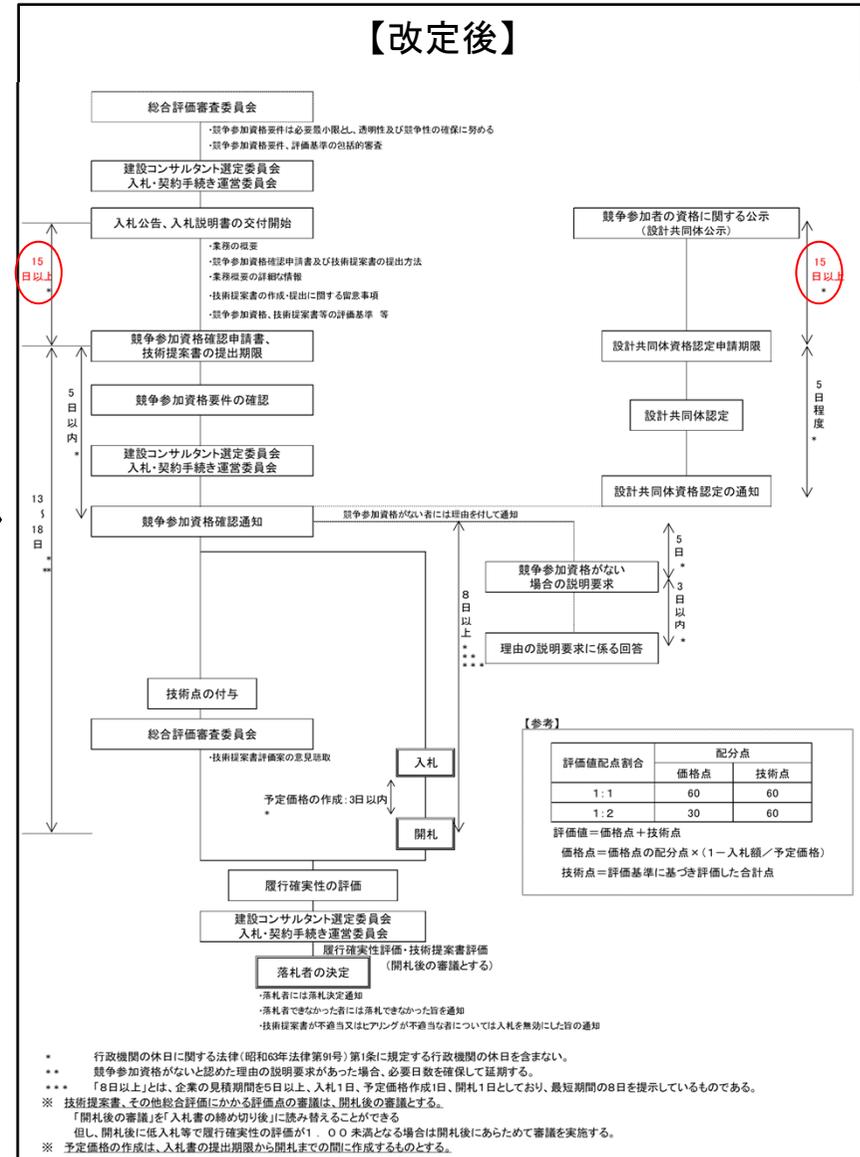
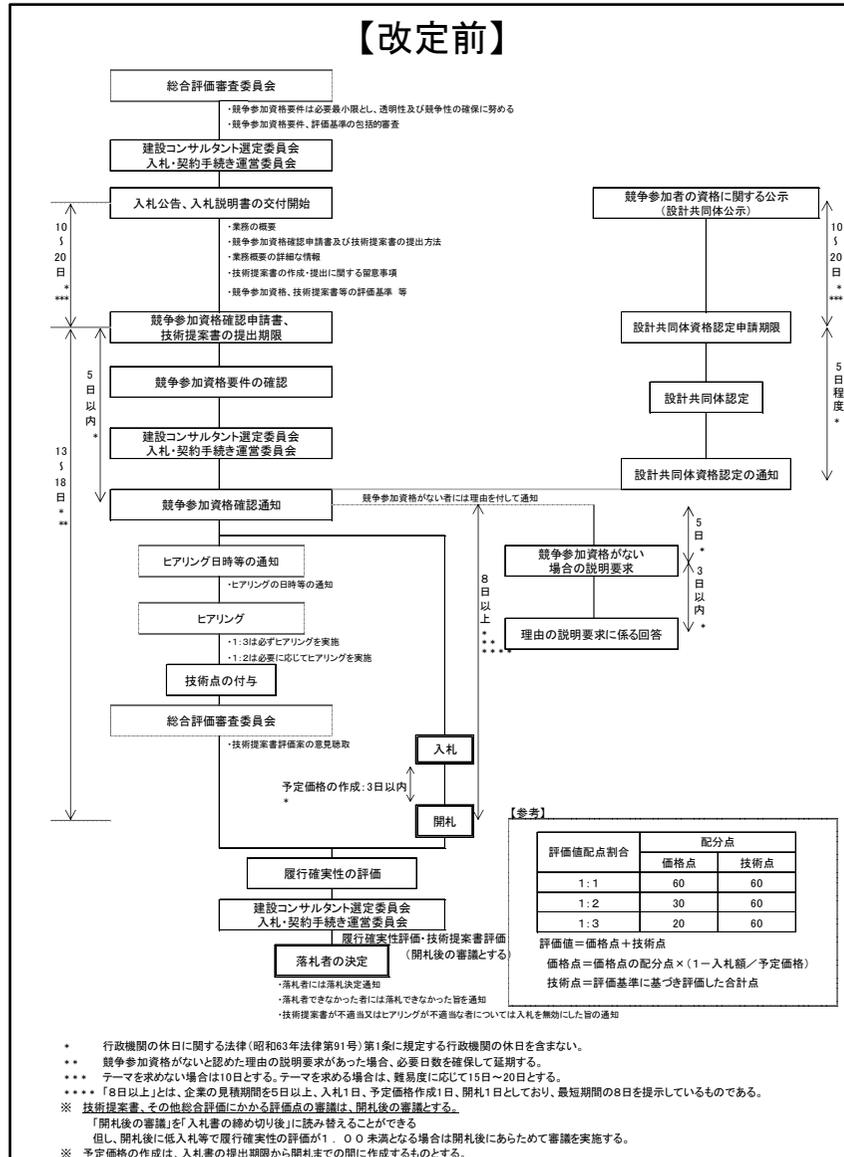
【評価項目(実施方針)の改定案】



業務ガイドラインの改定について(案)

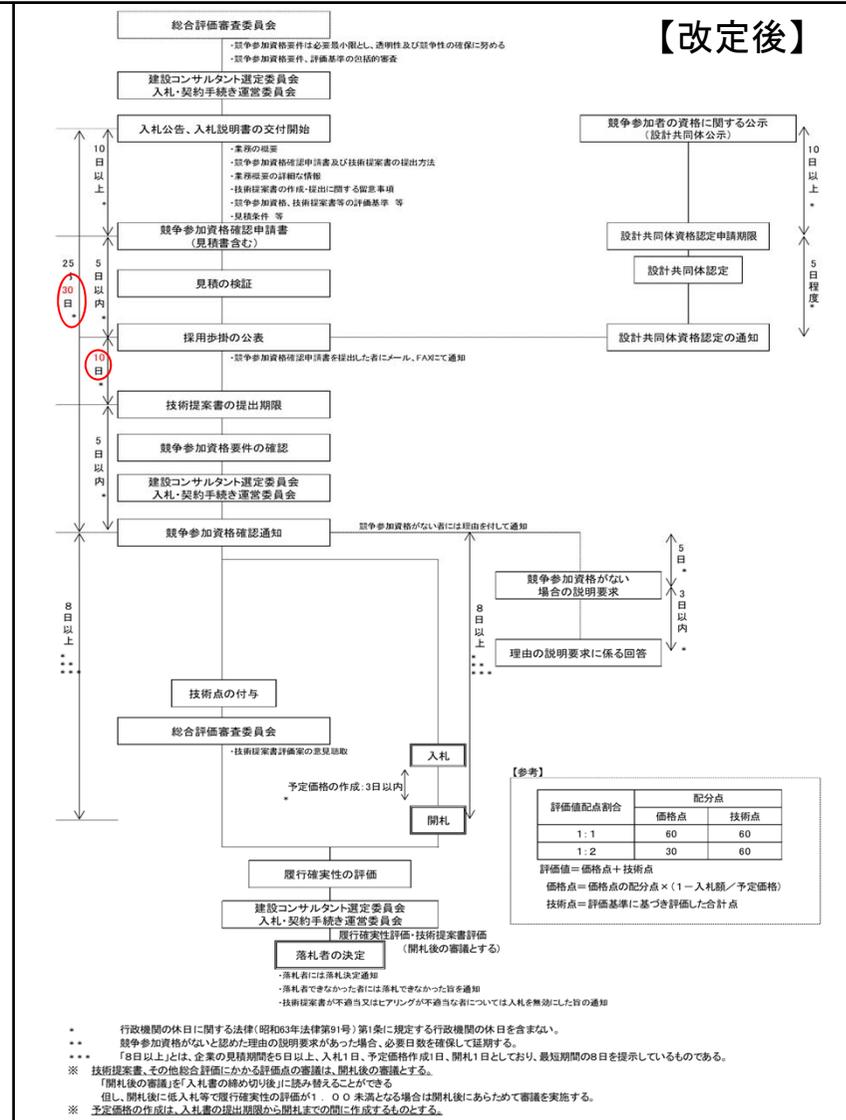
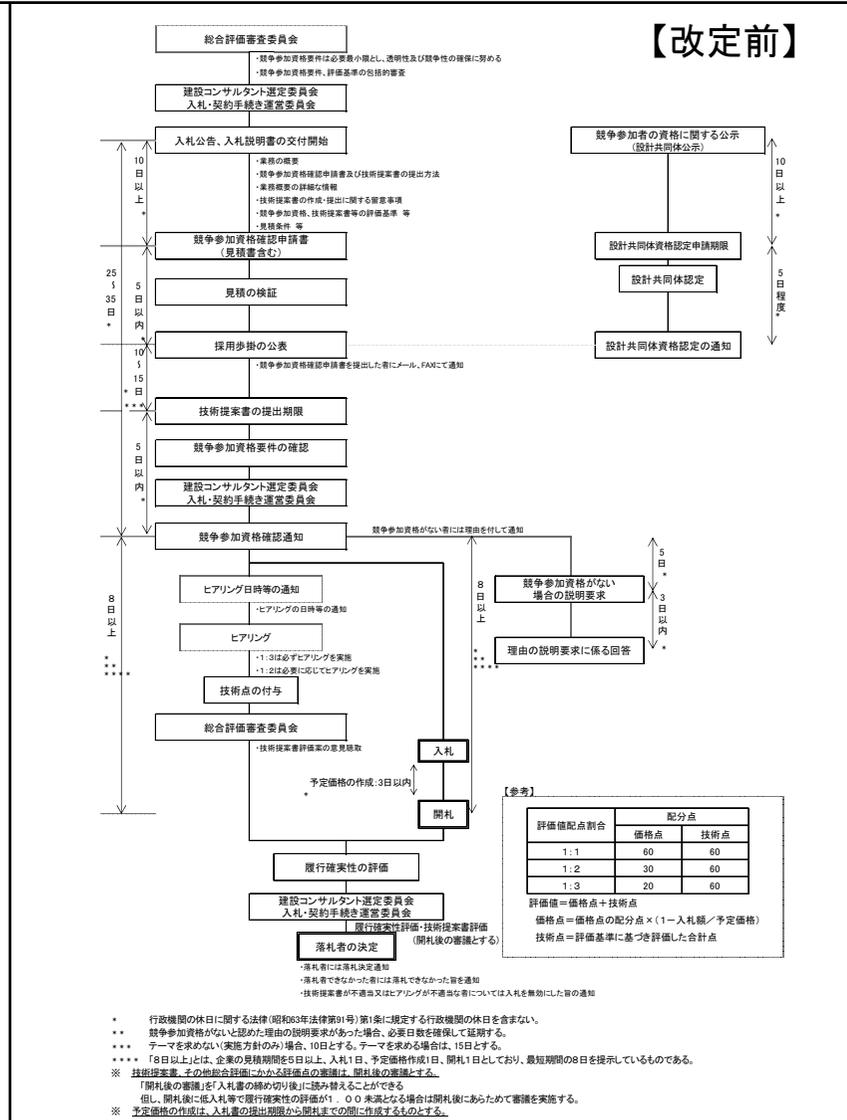
(総合評価落札方式(見積徴集なし))

◆1:1、1:2はテーマを求めないため、公告から競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限までの期間の表現を変更。 10~20日→15日



業務ガイドラインの改定について (総合評価落札方式(見積徴集あり))

- ◆1:1、1:2はテーマを求めないため、以下の期間の表現を変更。
- 採用歩掛の公表から技術提案書の提出期限 : 10~15日→10日
 - 入札公告、入札説明書の交付開始から競争参加資格確認通知 : 25~35日→25日~30日



業務ガイドラインの改定について(案)

【管理技術者評価項目の見直しについて】

- 令和2年11月の「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改訂に伴い、「技術者の優良表彰」の評価項目を除外し、「CPD」と「幅広い取り組み姿勢」とを合わせた評価とする。
- 幅広い取り組み姿勢のうち、「学会誌への投稿の実績」について公告日より過去2年以内とする

【改定前】		【改定後】							
企業 10	実績 2	企業 10	実績 2						
	成績 4		成績 4						
	表彰 2		表彰 2						
	拠点 2		拠点 2						
管理技術者 20	資格 3	管理技術者 20	資格 3						
	実績 3		実績 3						
	成績 10		成績 10						
<table border="1"> <tr> <td>表彰 4</td> <td rowspan="3">上限 4</td> </tr> <tr> <td>CPD 2</td> </tr> <tr> <td>幅広い取り組み姿勢※ 2</td> </tr> </table>		表彰 4	上限 4	CPD 2	幅広い取り組み姿勢※ 2	<table border="1"> <tr> <td>CPD 2</td> </tr> <tr> <td>幅広い取り組み※ 2</td> </tr> </table>		CPD 2	幅広い取り組み※ 2
表彰 4	上限 4								
CPD 2									
幅広い取り組み姿勢※ 2									
CPD 2									
幅広い取り組み※ 2									
<p>※幅広い取り組み【学会誌への投稿の実績】 公告日より過去1年以内の実績</p>		<p>※幅広い取り組み【学会誌への投稿の実績】 公告日より過去2年以内の実績</p>							

若手技術者が不利とならないよう表彰項目を削除し、品質向上に資する項目を追加

業務ガイドラインの改定について(案)

【CPDの評価期間の考え方】

○CPDの評価期間については、令和2年8月1日以降発注の令和2年度業務及び令和3年度実施業務に限り、評価期間を2カ年に延長しているため継続していく。

	過去1年間 (公示日(公告日)が令和2年6月1日であれば令和元年6月2日から1年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価しない	← 証明期間 →	●	●
評価しない	← 証明期間 →	●	●



	過去2年間 (公示日(公告日)が令和2年8月1日であれば平成30年8月2日からの2年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価対象	← 証明期間 →	●	●
評価しない	← 証明期間 →	●	●
評価しない	← 証明期間 →	●	●

※CPDの証明期間に関して変更するものではないため、証明期間に関してはCPD協議会ごとに定められた証明期間のとおりとする。